

ガスプランの供給条件における重要事項 <(株)サイサン取次用>

下記の事項を十分にお読みください。

この重要事項に関する説明書は、ガス事業法にもとづき、お客さまと当社との間のガス需給契約(以下「本契約」といいます。)を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。必ず事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。

■本紙が対象とするガスプラン(以下「対象ガスプラン」といいます。)および電力プラン(以下「対象電力プラン」といいます。)

提供エリア	対象ガスプラン	対象電力プラン
東邦瓦斯供給エリア	ガスセットSプラン、ガスセットSTプラン	全て
大阪瓦斯供給エリア	ガスセットSKプラン	全て
	ガスセットSKもつと割プラン、ガスセットSKなんとプラン	なし

1. 本契約のお申込み

(1)お客さまが新たに本契約の締結を希望される場合は、あらかじめ当社が定めるガス需給約款を承諾の上、当社所定の様式にてお申し込みをしていただけます。(2)お客さまは、本契約のお申し込みについて、次の事項を承諾の上、お申し込みをしていただけます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

- お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下、「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（以下、「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を遵守すること
- ガス小売事業者である株式会社サイサン（以下、「当該ガス小売事業者」といいます。）が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
- 需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送契約のために必要とする事項について、当社が当該ガス小売事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者に提供すること
- 当社およびガス小売事業者が法令に定める直近の消費機器調査の結果等、本契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から提供をうけること

2. ガスの供給主体

当社は、当該ガス小売事業者との取次委託契約に基づき、ガスを販売いたします。なお、当社は、当該ガス小売事業者の取次としてお客さまと本契約を締結いたしますが、実際のガスの供給は当該ガス小売事業者により行われます。

3. 契約の成立

本契約は、お客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立いたします。

4. 契約期間

本契約が成立した日から、原則として供給開始日以降36ヶ月間といたします。

5. 契約更新の取扱

契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申し出がない場合は、契約は契約期間満了後も36ヶ月ごとに同一条件で更新いたします。

6. お客さまの申し出による契約の解除・変更

(1)本契約の解約を希望されるお客さまは、解約希望日の7営業日前までに当社に対してお申し出いただくものといたします。(2)契約変更については、本書記載の<各種手続き・お問い合わせ先>までご連絡ください。

7. 当社からの申し出による供給の停止・契約の解除

お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当社は当該ガス小売事業者を通じてお客さまに対するガスの供給を停止し、または本契約を解除することがあります。この場合、当社は解除日の15日程度前および5日程度の日数をおいて、予告いたします。

- お客さまが料金(本契約以外の料金を含みます)を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合
- お客さまがガス需給約款により支払を要する料金以外の債務を支払わない場合等ガス需給約款に違反した場合
- お客さまが当社、当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
- お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合
- 託送約款等に基づき、当該一般ガス導管事業者によりお客さまに対するガスの供給が停止されている場合

8. 本契約の終了

(1)お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、本契約の終了後、ガスメーター等当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。(2)本契約の終了にともない、当該一般ガス導管事業者が設備の原状回復を行う場合で、託送約款等に基づき、当社が当該一般ガス導管事業者よりその費用の請求を受けた当該ガス小売事業者からその費用の請求を受けたときは、お客さまは、当該金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。

9. 契約に関わる注意事項

当社へのお申し込み前にご利用されていたガス小売事業者（以下、「旧事業者」といいます）との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。以下例をはじめとする旧事業者との取引・ご利用されたサービス等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。

<p>・特典およびポイントサービス</p> <p>・割引メニューまたは割引サービス</p> <p>・各種照会サービス</p> <p>・その他旧事業者との取引に係るサービス等</p>
--

10. 取次委託契約終了時の措置

当社と当該ガス小売事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、当社の別途の定めが無い限り、ただちに、本契約に関するお客さまの契約の相手方が当社から当該ガス小売事業者に変更となります。

11. ガス料金

ガス料金は、1月の使用量に基づき指定された基本料金と従量料金（原料費調整額を含む）の合計によって算定された金額となります。

(1)対象ガスプラン料金表（消費税等相当額込）

プラン名		(1)ガスセットSプラン		(2)ガスセットSTプラン	
ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎡）	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎡）
A表	0㎡から20㎡まで	721円05銭	210円52銭	721円05銭	208円82銭
B表	20㎡をこえ50㎡まで	1,509円44銭	169円03銭	1,566円91銭	164円30銭
C表	50㎡をこえ100㎡まで	1,741円66銭	164円14銭	1,887円67銭	157円55銭
D表	100㎡をこえ250㎡まで	1,973円88銭	161円70銭	2,036円68銭	155円98銭
E表	250㎡をこえ500㎡まで	2,515円73銭	159円41銭	2,576円12銭	153円71銭
F表	500㎡をこえる場合	6,753円79銭	150円49銭	6,753円79銭	144円92銭

プラン名		(3) ガスセットSKプラン		(4) ガスセットSKもつと割プラン		(5) ガスセットSKなんとプラン	
ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金単価(円/㎡)	基本料金(円/月)	従量料金単価(円/㎡)	基本料金(円/月)	従量料金単価(円/㎡)
A表	0㎡から20㎡まで	721円05銭	174円81銭	1,407円83銭	131円72銭	699円32銭	154円00銭
B表	20㎡から50㎡まで	1,296円56銭	144円52銭	1,414円40銭	131円38銭	1,163円23銭	129円65銭
C表	50㎡から100㎡まで	1,553円95銭	139円10銭	1,429円42銭	131円06銭	1,167円37銭	129円52銭
D表	100㎡から200㎡まで	1,970円98銭	134円71銭	1,811円42銭	127円05銭	1,551円25銭	125円45銭
E表	200㎡から350㎡まで	3,331円41銭	127円55銭	2,198円11銭	125円01銭	2,804円42銭	118円84銭
F表	350㎡から500㎡まで	3,642円98銭	126円62銭	2,493円75銭	124円12銭	3,090円21銭	117円96銭
G表	500㎡から1000㎡まで	6,632円84銭	120円32銭	5,384円54銭	118円03銭	5,858円60銭	112円11銭
H表	1000㎡をこえる場合	6,942円47銭	120円00銭	6,013円37銭	117円37銭	6,149円56銭	111円81銭

(2)割引制度

(ア)電気セット割

適用条件：お客さまが次のいずれにも該当する場合に電気セット割を適用します。

- 当社が取扱う対象電力プランを利用中であり、かつその旨お客さまから当社に対して申告があること。
 - なお、対象電力プランの電力需給契約が終了した場合は、事由の如何を問わず、電気セット割の適用対象外となります。
- 対象電力プランの電力需給契約の契約者名義、契約書住所が本契約の契約者情報と同一であること。
 - 割引内容：割引適用後の基本料金および従量料金単価を、(イ)表に定めるとおりといたします。
- (イ)電気セット割適用後料金表（消費税等相当額込）

プラン名		(1)ガスセットSプラン 電気セット割S		(2)ガスセットSTプラン 電気セット割ST	
ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎡）	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎡）
A表	0㎡から20㎡まで	645円15銭	210円52銭	683円10銭	208円82銭
B表	20㎡をこえ50㎡まで	1,350円55銭	169円03銭	1,484円44銭	164円30銭
C表	50㎡をこえ100㎡まで	1,558円33銭	164円14銭	1,788円32銭	157円55銭
D表	100㎡をこえ250㎡まで	1,766円10銭	161円70銭	1,929円48銭	155円98銭
E表	250㎡をこえ500㎡まで	2,250円92銭	159円41銭	2,440円53銭	153円71銭
F表	500㎡をこえる場合	6,042円86銭	150円49銭	6,398円33銭	144円92銭

プラン名		(3)ガスセットSKプラン 電気セット割SK	
ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎡）
A表	0㎡から20㎡まで	645円15銭	174円81銭
B表	20㎡から50㎡まで	1,160円08銭	144円52銭
C表	50㎡から100㎡まで	1,390円37銭	139円10銭
D表	100㎡から200㎡まで	1,763円51銭	134円71銭
E表	200㎡から350㎡まで	2,980円73銭	127円55銭
F表	350㎡から500㎡まで	3,259円51銭	126円62銭
G表	500㎡から1000㎡まで	5,934円64銭	120円32銭
H表	1000㎡をこえる場合	6,211円68銭	120円00銭

(3)事務手数料

解約事務手数料

更新月(需給開始月(本契約が更新された場合には、更新された月)から起算して36ヶ月目とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、解約事務手数料として3,850円(税込)をお支払いいただけます。ただし、以下の理由の場合を除きます。

- 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合
- その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

12. 供給開始予定日

(1)「申込確認書」に記載の供給開始予定日をご確認ください。(2)当社への申し込み前から既にガスの使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

13. ガスの計量方法

当該一般ガス導管事業者設置のガスメーターの読みにより、計量いたします。

14. ガス料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針日(以下「検針日」といいます。)を基準とし、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間といたします。ただし、ガスの供給を開始した場合の料金の算定期間は、当該開始した日から次の検針日までの期間(開始日を含みます。)とし、需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の検針日の翌日から当該終了した日までの期間(終了日を含みます。)といたします。

15. 料金の支払義務および支払期日

(1)お客さまのガス料金の支払義務が発生する日は、お客さまごとに託送約款等に定める定例検針日(以下「支払義務発生日」といいます。)といたします。(2)お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただけます。(3)支払期日は、16（ガス料金の支払方法）に定めるとおりといたします。

- なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

16. ガス料金の支払方法

(1)料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただけます。なお、お客さまが個人の場合は支払方法は原則としてイの方法としますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法とします。

イ　お客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただけます。この場合、支払期日は、クレジットカード会社から当社への支払日といたします。ただし、クレジットカード会社からお客さまの支払状況等により当社に料金の立替払いが支払われない旨の通知があった場合は、その通知があった日とします。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただけます。この場合、支払期日は支払義務発生日の翌々月末日といたします。

